

報告第 1 号

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成
１７年４月１８日議会の議決により、指定された市長の専決処分事項について、
別紙（示談書）のとおり専決処分する。

令和７年１２月２６日

うるま市長 中村 正人



(物件損害)

事故発生日時	令和 7 年 10 月 15 日	午前・午後	8 時 50 分頃
事故発生場所	沖縄県中津市県道75号線(ENEOSセルフ兼原SS前)		
事故発生状況	上記日時場所において	出会いの衝突・追突・正面衝突 その他	により事故が発生した。
	当事者氏名	運転者氏名	登録番号
当事者甲	うるま市		沖縄581て3247
当事者乙			

事故当事者		甲	乙
損 害 額		①金 121,484 円	②金 97,600 円
事故の責任割合		③ 10 %	④ 90 %
示 談 内 容	甲・乙 責 任 額	⑤甲は乙の損害の内 金 9,760円 を負担する。 (②×③)	⑥乙は甲の損害の内 金 109,336円 を負担する。 (①×④)
	決済方法	①. 甲は乙に上記自己責任額⑤を支払い、乙は甲に自己責任額⑥を支払う。 2. 甲・乙各自負担額を相殺し(甲・乙)が(乙・甲)に対し、 金 _____ 円を支払う。 3. 甲・乙の損害額を各自それぞれ負担する。(自損自弁) 4. その他()	

受取人の指定		受取人	
支	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 9,760 円	住所〒 [] TEL []	[] フリガナ [] 口座名義 []
	を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	氏名 []	[] []
払	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 109,336 円	住所〒 [] []	[] フリガナ [] 口座名義 []
	を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	氏名 []	[] []
方	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 [] 円	住所〒 [] TEL []	銀行 信金 農協 支店 支所
	を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	氏名 []	フリガナ [] 口座名義 [] 普通 当座 貯蓄 []

上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。

示談日 2025年 12月 26日

当事者 甲 住所 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号
氏名 うるま市長 中村正

住所

住所
氏名

住所

様式第2号（第9条関係）

公用車事故報告書

決裁欄	副市長							所属(福祉部)		
		部長	課長	係長	部長	課長	係長	部長	課長	主幹
車両登録番号		沖縄581 て 3247				車種等		スズキ アルト		
発生日時		令和7年10月15日（水曜日） 8時 50分								
発生場所		県道75号線（ENEOS セルフ兼原SS前）								
同乗者		有（氏名 ） ・ 無								
（事故の状況） 認定調査のため訪問先（沖縄市）へ走行中、給油所（出口）からうるま市方面（反対車線）へ右折する車両に左後方を衝突された。 この事故によるケガ人は無し。公用車左後方バンパーの擦り傷とホイールに破損あり。 相手方車両は、左前方部分を破損。										
（事故状況略図）										
上記のとおり相違ありません。 令和7年 10月 15日 運転者 所属 氏名										

注 本様式には、附表を添付すること。

備考 決裁欄は、教育委員会の場合、適宜変更すること。

報告第2号

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成１７年４月１８日議会の議決により、指定された市長の専決処分事項について、別紙（示談書）のとおり専決処分する。

令和７年１１月６日

うるま市長 中村 正人



示 談 書 (物件損害)

事故発生日時	令和 7 年 9 月 29 日 (午前・午後 00 時 09 分頃)		
事故発生場所	県道8号線(うるま市字川崎335番地 ポート川崎前歩道)		
事故発生状況	上記日時場所において 出合頭の衝突・追突・正面衝突 (その他(車両と横断防止柵接触)) により事故が発生した。		
	当事者氏名	運転者氏名	登録番号
当事者甲	うるま市		沖縄 832 ひ 119
当事者乙	中部土木事務所長		

事故当事者	甲		乙	
損 害 額	①金 357,123 円		②金 0 円	
事故の責任割合	③ 100 %		④ 0 %	
示 談 内 容	甲・乙 責 任 額	⑤甲は乙の損害の内 (②×③) 金 円を負担する。		⑥乙は甲の損害の内 (①×④) 金 円を負担する。
	決 済 方 法	1. 甲は乙に上記自己責任額⑤を支払い、乙は甲に自己責任額⑥を支払う。 2. 甲・乙各自負担額を相殺し(甲・乙)が(乙・甲)に対し、金 円を支払う。 3. 甲・乙の損害額を各自それぞれ負担する。(自損自弁) ④ その他(甲の損害を甲自ら負担する。乙の損害(横断防止柵損傷)を甲が復旧する。)		

支 払 方 法	受取人の指定		受取人			
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒	Tel	銀行 支店 信金 支所 農協		
		氏名	フリガナ	口座名義		
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒	Tel	銀行 支店 信金 支所 農協		
		氏名	フリガナ	口座名義		
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒	Tel	銀行 支店 信金 支所 農協		
氏名		フリガナ	口座名義			

上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議・請求の申し立てをしないことを誓約します。

示談日 R7 年 11 月 6 日

当事者 甲 住所 うるま市みどり町一丁目1番地
氏名 うるま市長 中 村 正 人

運転者 住所 [redacted]
氏名 [redacted]

当事者 乙 住所 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号
氏名 沖縄県中部土木事務所長

運転者 住所 [redacted]
氏名 [redacted]

消防機械器具等事故報告書

消防長	参事						所属 ()		
		課長	係長	課長	係長	係	所属長	係長	係
機械器具名称		具志川救急1							
車両番号		沖縄832 ひ・119							
発生日時		令和7年9月29日(月曜日) 00時09分頃						天候	曇り
発生場所		沖縄県うるま市字川崎335番地 ポート川崎前歩道							
同乗者									
相手方		なし							
事故状況 現場活動中において、傷病者を車内へ収容した後、救急車両を後進させるため、誘導員を車両後方に位置し、安全確認を行いながら車両を移動させました。 その後、誘導員は車内活動に入るため、車両の一時停止後に乗車しました。現場から中頭病院へ向けて、歩道から県道に移動する際に機関員が左側ガードパイプの存在に気付かず、車両左側のスライドドアが接触しました。この接触により、スライドドア部に破損が発生するも、開閉機能には問題がないことを確認しました。業務遂行に重大な影響がないと判断し、緊急性を要するため傷病者を搬送しました。									
見取図等(発生個所及び事故の状況)				ポート川崎					
上記のとおり報告します。 令和7年9月29日 所 属 () 階 級 () 氏 名 ()									

※1 太枠内の決裁欄は、事故発生所属課署において押印するものとする。

2 見取図等は、枠内で足りない場合は、別紙を添付すること。

報告第3号

専決処分の報告について（庁舎西棟直流電源及び非常用発電設備改修工事）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成17年4月18日議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

- 1 工 事 名 庁舎西棟直流電源及び非常用発電設備改修工事
- 2 変更増額 8,784,600円
- 3 受 注 者 マサ友電設（株）・（有）諸電気 建設工事共同企業体
代表者 マサ友電設 株式会社
代表取締役 天願 昌輝

令和7年12月24日

うるま市長 中 村 正 人

